

レベニューキャップ制度の導入に伴う 特定小売供給約款の変更届出について

2023年3月15日（水）

第38回 料金制度専門会合
事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日御確認いただきたい点について

- 本年4月から新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が導入されることを踏まえ、本年1月27日に、一般送配電事業者10社の定める託送供給等約款が認可された。
- これを受け、レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の変動などに対応するため、本年2月14日及び同月28日に、みなし小売電気事業者6社（東京・中部・北陸・関西・中国・九州）から、経済産業大臣に対して、特定小売供給約款の変更届出が行われた。
- その上で、本年3月2日付けで、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に、本届出に係る意見の求め（以下「本件」という。）があり、同月7日に開催された委員会において、本届出について、料金制度専門会合（以下「当会合」という。）で中立的・客観的かつ専門的な観点で御確認いただくこととされたところ。
- 本件は、届出に係るものであり、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく意見聴取ではないことに留意しつつ、当会合においては、託送料金の変動が特定小売供給約款料金に適切に反映されているか、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないか、などの視点から御確認いただきたい。

1. 今回の変更届出の位置づけ

2. 各事業者の届出概要

変更届出の概要

- 特定小売供給約款の変更届出の内容のうち、料金に係る変更内容は以下のとおり。
 - レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の変動分を反映。
 - ※これに伴い、九州電力は、特定小売供給約款に定める離島ユニバーサルサービス調整の「離島基準燃料価格」及び「離島調整上限燃料価格」を変更。
 - ※また、東京電力EP及び九州電力は、東京電力PG及び九州電力送配電において2020年に認可された賠償負担金・廃炉円滑化負担金に係る託送料金の変更も反映。
- 上記のほか、料金以外の供給条件に係る主な変更内容は以下のとおり。
 - 電気事業法の制度変更等を反映。
 - 法令等の名称・用語の変更等を反映。
 - 適用の終了した経過措置の定めを削除。

変更届出の背景①（託送料金の変動）

- レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の変動に関し、「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会」で2022年1月に取りまとめられた第三次中間取りまとめによれば、「変動した託送料金を機械的に小売経過措置料金に当てはめることを基本とすることが適当」とされている。
- これを受け、託送料金の変動に対応するため、みなし小売電気事業者6社（東京・中部・北陸・関西・中国・九州）から、経済産業大臣に対して、特定小売供給約款の変更届出（以下「RC変分改定届出」という。）が行われた。
- その上で、当該変更届出について、経済産業大臣は以下のいずれかに適合していないと認める場合、届出を受理した日から30日以内に限り、特定小売供給約款の変更命令が可能である。
 - ① 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。
 - ② 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - ③ みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

変更届出の背景②（料金以外の供給条件の変更届出）

- 電気事業法上、料金を引き下げの場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる一定の場合には、届出によって料金その他の供給条件を変更することができる。
（※電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則第16条第4項、旧電気事業法第19条第3項・第4項）
- 今回、RC変分改定届出を行ったみなし小売電気事業者6社（東京・中部・北陸・関西・中国・九州）は、当該届出に合わせ、旧電気事業法の上記規定に基づき、経済産業大臣に対して、料金以外の供給条件の変更届出も行っている。
- その上で、旧電気事業法に基づく変更届出について、経済産業大臣は、以下のいずれかに適合していないと認めるときは、特定小売供給約款の変更命令が可能である。
 - ① 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - ② みなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ③ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

燃料価格の高騰等に伴う特定小売供給約款の変更認可申請との関係

- 燃料価格の高騰等を踏まえて、昨年11月以降、みなし小売電気事業者7社（北海道・東北・東京・北陸・中国・四国・沖縄）が特定小売供給約款の変更認可申請（以下「本認可申請」という。）を行い、現在、料金制度専門会合で御審議をいただいているところ。
- 上記7社のうち、北海道を除く6社は、本認可申請で、レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の変動分を反映していない。
- その上で、3社（東京・北陸・中国）は、今回、本認可申請とは別個に、RC変分改定届出を行った。
- なお、残りの4社（北海道・東北・四国・沖縄）は、現時点で、託送料金の変動分を特定小売供給約款に反映する時期は未定である。

【参考】参照条文①（託送料金の変動に伴う変更届出関係）

電気事業法等の一部を改正する法律 附則（平成26年法律第72号）（抜粋）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、（中略）特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、（中略）特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 みなし小売電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、（中略）一般送配電事業者に支払うべき当該一般送配電事業者が同法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（中略）で設定した料金（中略）の額の増加に対応する場合には、（中略）第一項の認可を受けた特定小売供給約款（中略）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 みなし小売電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、（中略）その旨及びその変更後の特定小売供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 （略）

6 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該みなし小売電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その特定小売供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

8 （略）

【参考】参照条文②（託送料金の変動に伴う変更届出関係）

電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等
（20160325資第12号）（抜粋）

第2 処分の基準

（13）改正法附則第18条第7項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令

改正法附則第18条第7項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令については、同条第6項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 料金の変更の内容として、（中略）託送供給等約款（中略）で設定した料金（中略）の額の増加に対応する目的以外の目的による変更が含まれている場合 [第1号要件]
- ② 特定小売供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合 [第2号要件]
- ③ 特定小売供給約款が、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して公平でない場合。特に、同令に基づき非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。 [第4号要件]

【参考】参照条文③（託送料金の変動に伴う変更届出関係）

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会 第三次中間取りまとめ
（2022年1月）（抜粋）

I. 強靱な電力ネットワークの形成

（1）送配電網の強靱化とコスト効率化を両立する託送料金改革

（h）その他

⑤託送料金の変動を小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みについて

（前略）

託送料金については、電力・ガス取引監視等委員会により、透明なプロセスを経た上で、厳格な査定が行われることになることから、みなし小売電気事業者による小売経過措置料金の変更届出にあたっては、変動した託送料金を機械的に小売経過措置料金に当てはめることを基本とすることが適当である。

（以下略）

【参考】参照条文④（料金以外の供給条件の変更届出関係）

電気事業法等の一部を改正する法律 附則（平成26年法律第72号）（抜粋）

（みなし小売電気事業者の供給義務等）

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、（中略）指定旧供給区域（中略）における一般の需要（中略）であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「特定需要」という。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（中略）を拒んではならない。

一～二 （略）

2・3 （略）

4 みなし小売電気事業者については、旧電気事業法（中略）第十九条第三項から第五項まで（中略）の規定（中略）は、みなし小売電気事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～7 （略）

旧電気事業法（平成27年政令第268号第3条による技術的読替後）（抜粋）

（一般電気事業者の特定小売供給約款）

第十九条

3 一般電気事業者は、改正法附則第十八条第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合（中略）には、（中略）特定小売供給約款（中略）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の特定小売供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る特定小売供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法 が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

【参考】参照条文⑤（料金以外の供給条件の変更届出関係）

電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等
（20160325資第12号）（抜粋）

第2 処分の基準

（5）特定旧法第19条第5項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令

特定旧法第19条第5項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 特定小売供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合 [第1号要件]
- ② 特定小売供給約款が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（中略）に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、すべての需要家に対して公平でない場合。特に、同令に基づき非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。 [第3号要件]

1. 今回の変更届出の位置づけ

2. 各事業者の届出概要

変更届出の概要【再掲】

- 特定小売供給約款の変更届出の内容のうち、料金に係る変更内容は以下のとおり。
 - レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の変動分を反映。
 - ※これに伴い、九州電力は、特定小売供給約款に定める離島ユニバーサルサービス調整の「離島基準燃料価格」及び「離島調整上限燃料価格」を変更。
 - ※また、東京電力EP及び九州電力は、東京電力PG及び九州電力送配電において2020年に認可された賠償負担金・廃炉円滑化負担金に係る託送料金の変更も反映。
- 上記のほか、料金以外の供給条件に係る主な変更内容は以下のとおり。
 - 電気事業法の制度変更等を反映。
 - 法令等の名称・用語の変更等を反映。
 - 適用の終了した経過措置の定めを削除。

【参考】離島ユニバーサルサービス調整

- 離島需要家への電力供給は一般送配電事業者が行っているところ、その燃料費の変動分は、「離島ユニバーサルサービス（以下「離島US」という）調整額」として託送料金に反映されている。
- 今回、変更届出を行った6社※のうち、特定小売供給約款で「離島US調整」を定めている**九州電力は、九州電力送配電がレベニューキャップ制度導入に伴う託送料金の改定により「離島US調整額」の算定の基準である「離島基準燃料価格」及び「離島調整上限燃料価格」を変更しているため、当該変更を特定小売供給約款にも反映している。**

※6社のうち、関西・中部は離島供給無し。東京は、一般送配電事業者が離島供給を行っているが、託送供給等約款に「離島US調整」が設定されていないため、特定小売供給約款に設定せず。北陸は一般送配電事業者が離島供給を行っているが、「離島US調整」を特定小売供給約款に設定せず。中国は、燃料価格の高騰等を受けた今般の特定小売供給約款の認可申請において「離島US調整」を新設。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）（抜粋）

（離島供給に係る燃料費調整制度）

第四十一条 事業者は、（中略）第三十六条第六項（中略）の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第三十二条第一項の規定に基づき算定された額により、増額又は減額を行うことができる。

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）（抜粋）

第六章 離島供給に係る燃料費調整制度

第三十二条 その供給区域内に離島がある一般送配電事業者は、第二十五条第二項又は第六項（中略）の規定により設定した契約種別ごとの料金について、各月において、当該月の開始の日に、（中略）離島基準平均燃料価格と（中略）離島実績平均燃料価格との差額（中略）に（中略）離島基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額（中略）を行うことができる。

2～4 （略）

特定小売供給約款の変更内容【料金】

- 下表のとおり、各事業者は、特定小売供給約款料金（規制料金）について、託送料金の変動分を概ね機械的に当てはめている。

【参考】規制料金の単価への反映方法（※家庭用モデル料金の場合）

	家庭用モデル料金	区分	料金単価の増分（円, 円/kWh）		反映方法
			託送料金	規制料金	
東京電力 EP	従量電灯B 30A 260kWh	基本料金	+27.72	+27.72	託送料金（電灯標準）の基本料金増分を反映
		電力量料金	+0.03 (+0.03)	+0.03 (+0.03)	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映
中部電力 MZ	従量電灯B 30A 260kWh	基本料金	+33.00	+33.00	託送料金（電灯標準）の基本料金増分を反映
		電力量料金	+0.29	+0.29	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映
北陸電力	従量電灯B 30A 230kWh	基本料金	+181.50	+181.50	託送料金（電灯標準）の基本料金増分を反映
		電力量料金	+0.38	+0.38	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映
関西電力	従量電灯A 260kWh	最低料金	+92.40	+92.40	託送料金（電灯標準）の基本料金増分と、最低料金で使用できる15kWh分の電力量料金増分（0円）を反映
		電力量料金	—	—	改定なし
中国電力	従量電灯A 260kWh	最低料金	+205.20	+205.20	託送料金（電灯標準）の基本料金増分と、最低料金で使用できる15kWh分の電力量料金増分（10.5円）を反映
		電力量料金	+0.70	+0.70	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映
九州電力	従量電灯B 30A 250kWh	基本料金	+57.72	+57.72	託送料金（電灯標準）の基本料金増分を反映
		電力量料金	+0.74 (0.00)	+0.74 (0.00)	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映

※東京電力EP及び九州電力の電力量料金の単価増分のうち、カッコ書きの箇所は、賠償負担金等に伴う託送料金の見直し分に伴う増分。

【参考】1か月当たりの電気料金の変動額の試算（※家庭用モデル料金の場合）

- 各事業者の規制料金について、託送料金の変動等に伴う「家庭用モデル料金の1か月当たりの変動額」の試算値は以下のとおり。

	家庭用 モデル料金	旧料金	新料金	変動額 (変動率)
東京電力EP	従量電灯B 30A 260kWh	7,306円	7,342円	+36円 (+0.49%)
中部電力MZ	従量電灯B 30A 260kWh	7,369円	7,478円	+109円 (+1.48%)
北陸電力	従量電灯B 30A 230kWh	4,792円	5,061円	+269円 (+5.61%)
関西電力	従量電灯A 260kWh	5,677円	5,769円	+92円 (+1.62%)
中国電力	従量電灯A 260kWh	6,209円	6,586円	+377円 (+6.07%)
九州電力	従量電灯B 30A 250kWh	5,526円	5,771円	+245円 (+4.43%)

※ 2023年4月適用の燃料費調整額、2023年4月適用の離島ユニバーサルサービス調整額、消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、口座振替割引額を含む。

※ 電気・ガス激変緩和対策事業による値引き額を含む。

【参考】「機械的な当てはめ」について

- 託送料金メニューは、契約種別ごとに、概ね基本料金と電力量料金が存在しており、規制料金メニューと類似した構成となっている。
- ただし、契約種別の体系や契約単位は、規制料金メニューと完全には一致しないため、「機械的な当てはめ」では、例えば、以下のような換算等を行っている。

【例】北陸電力における「機械的な当てはめ」(※主な従量電灯メニューの場合)

託送料金 (北陸電力送配電)				
契約種別		単位	増分 (円)	
電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1kW	+71.50
		SB・主開閉器契約	1kVA	+60.50
		SB契約 (5A)	1契約	+30.25
		SB契約 (15A)	1契約	+90.75
	電力量料金	1kWh	+0.38	



特定小売供給約款料金 (北陸電力)					
契約種別		単位	増分 (円)		
従量電灯A	最低料金 (~8kWh)		1契約	+33.29	
	電力量料金 (8kWh超過分)		1kWh	+0.38	
従量電灯B	基本 料金	10A	1契約	+60.50	
		15A	1契約	+90.75	
		20A	1契約	+121.00	
		30A	1契約	+181.50	
		40A	1契約	+242.00	
		50A	1契約	+302.50	
		60A	1契約	+363.00	
	電 力 量 料 金	~120kWh		1kWh	+0.38
		121~300kWh		1kWh	+0.38
		300kWh超過		1kWh	+0.38

＜当てはめの考え方＞

- 基本料金は、大宗の契約がブレーカー等の容量に基づくため、「SB・主開閉器契約」を採用し、+60.50円/10Aで機械的に当てはめ。
- 電力量料金は、0.38円/kWhで機械的に当てはめ。
- 従量電灯Aの最低料金は、基本料金 (5A) と電力量料金 (8kWh) の合計値で当てはめ。

$$\begin{aligned} \text{単価増分} &= \text{基本料金分 (30.25円/5A)} + \\ &\quad \text{電力量料金分 (0.38円/kWh} \times 8\text{kWh} = 3.04\text{円)} \\ &= 33.29\text{円} \end{aligned}$$

特定小売供給約款の変更内容【料金以外の供給条件等】

- 各事業者は、自社ホームページで、今回の特定小売供給約款の変更届出の内容について説明を行っているほか、需要家に送付する検針票・DM・メール等においても、託送料金の改定に伴って規制料金が改定される旨を説明している。
- また、今回の変更届出において、各事業者は、制度変更への対応等のため、以下のとおり、料金以外の供給条件等の変更を予定しているが、**いずれも需要家にとって不利益となるものではなく、全ての需要家に一律に適用されるもの**である。

概要	具体例・備考
電気事業法の制度変更によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配電事業制度の導入に伴う変更 ・ 指定区域供給制度の導入に伴う変更 ・ 一定の蓄電池を用いる事業が発電事業に位置付けられたことに伴う変更 ・ 一定の条件のもと複数需要場所一引込みが認められたことによる変更 ・ 送配電の法的分離に伴う変更（一部の社は既に変更済）
法令等の名称・用語の変更によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 ⇒ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 ・ 回避可能費用単価等を定める告示 ⇒ インバランスリスク回避可能費用単価等を定める告示 ・ 日本工業規格 ⇒ 日本産業規格
契約期間の始期・終期を統一するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間を年度単位（毎年4月1日～3月31日）に統一
適用の終了した経過措置の定めを削除するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年10月の消費税率引上げ（8%→10%）による料金改定時に、同年10月中に料金債権が確定する料金の消費税率を8%に据え置く経過措置を設けていたところ、今回、当該経過措置に係る定めを削除（一部の事業者は既に削除済）
その他、既存の運用を明文化するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要家の選択肢として、携帯電話のショートメッセージサービスを利用してコンビニ等から支払う方法を約款において明文化（九州電力）

審査基準等を踏まえた確認結果

- 今回の特定小売供給約款の変更届出の内容について、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」を踏まえた確認結果は以下のとおり。

改正法附則 第18条第7項	旧法 第19条第5項	変更命令の処分の基準 (具体例)	確認結果
第1号要件	—	託送供給等約款で設定した料金の額の増加に対応する <u>目的以外の目的による変更が含まれている場合。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 託送供給等約款で設定した料金の額の増加に対応する<u>目的以外の目的による変更は含まれていない。</u>
第2号要件	第1号要件	特定小売供給約款において定められている料金率や計算式をもって、 <u>使用量等に応じた料金が計算可能でない場合。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 改定前の特定小売供給約款に定められた料金単価に託送料金の変動分等に対応する単価等を上乘せしただけであり、定められた料金率や計算式をもって、<u>使用量等に応じた料金を計算可能である。</u>
第4号要件	第3号要件	正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、 <u>全ての需要家に対して公平でない場合。</u> 特に、規制部門における <u>契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 規制料金の変動分は、基本的に、託送料金の変動分を機械的に規制料金に当てはめており、規制部門における<u>契約種別ごとの料金率の設定が公平でないとは言えない。</u> ➤ 料金以外の供給条件等の変更内容も、<u>全ての需要家に一律に適用されるもの</u>であり、<u>公平でないとは言えない。</u>

今後の対応（まとめ）

- 今回、みなし小売電気事業者6社（東京・中部・北陸・関西・中国・九州）が、変更届出を行った特定小売供給約款について、事務局内で検討した結果、変更命令の処分の基準に該当する事案は確認されなかった。
- その上で、本日の料金制度専門会合における御議論を踏まえ、その結果を電力・ガス取引監視等委員会に報告し、委員会における審議を経て、経済産業大臣に対して、意見回答を行うこととしたい。